



2020年5月22日

各 位

会社名 株式会社リロググループ  
代表者名 代表取締役社長 中村 謙一  
(コード：8876 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 門田 康  
(TEL03-5312-8704)

## 従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の実施及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

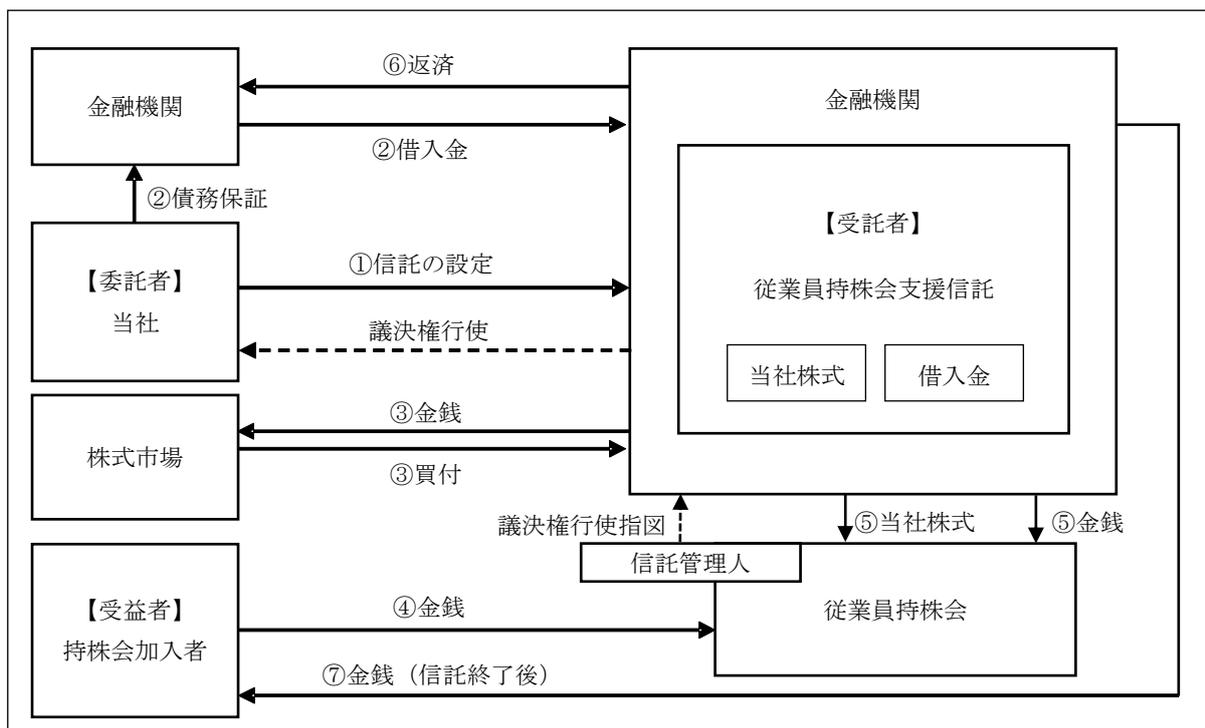
本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

E S O P信託は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社がリロググループ従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

### 3. 本制度の仕組み



※持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

- ①当社は、信託に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ②受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当社は金融機関に対して債務保証を行います)
- ③受託者は、持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に株式市場から取得します。
- ④持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤持株会は、毎月持株会加入者から拠出された買付代金をもって、受託者から時価で当社株式を購入します。
- ⑥受託者は、持株会への株式の売却代金をもって借入金の元本を返済し、受託者が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦本信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。なお、信託終了時に、受託者が借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。

#### 4. 本信託の概要

①信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行
④受益者	持株会会員のうち受益者適格要件を充足する者
⑤信託設定日	2020年5月25日（予定）
⑥信託期間	2020年5月25日～2023年3月31日（予定）
⑦議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑧取得株式の種類	当社普通株式
⑨取得株式の総額	14.4億円
⑩株式の取得期間	2020年5月27日から2020年8月31日（予定）
⑪株式の取得方法	取引所市場より取得

以 上